

議 事 録

名 称	世田谷区交通安全対策連絡会（第26回）	
担当部課	土木部交通安全自転車課	
開催日	令和4年8月5日（金）～8月26日（金）（書面開催）	
開催場所	－	
出席者	委員	資料2のとおり
	事務局	資料2のとおり
欠席者	－	
会議公開の可否	非公開	
非公開の理由	世田谷区情報公開条例第7条6項による	
傍聴人	なし	
会議次第	<p>1. 議題</p> <p>（1）清掃・リサイクル事業について 【清掃・リサイクル部事業課】</p> <p>（2）視覚障害者用音響式信号機の設置状況について 【都市整備政策部都市デザイン課】</p> <p>（3）区内の交通環境・設備等の整備・改善について 【土木部工事第一課、工事第二課】</p> <p>（4）区の交通安全・自転車安全利用啓発の取組みについて 【土木部交通安全自転車課】</p> <p>（5）自転車ナビマーク・ナビライン整備箇所における維持管理の取組みについて 【同上】</p> <p>（6）世田谷区交通安全対策連絡会設置要綱の改正について 【同上】</p>	

会議結果（要旨）	<p>◇委員 ◆事務局</p> <p>◎報告事項</p> <p>（１）清掃・リサイクル事業について</p> <p>◇一般廃棄物の収集車両は指定駐車禁止除外指定者であるが、法定の違反や指定の駐停車禁止場所は除外されていない。</p> <p>玉川通り上りの７時から９時３０分まで、また世田谷通りの三軒茶屋から若林までの７時から９時３０分まで、環七通り（側道含む）の７時から９時までは駐停車禁止のため、車両を止めての作業はできない。車両の時間調整や（世田谷通り）車両を停止させての作業実態があることから改善をしてほしい。</p> <p>（２）視覚障害者用音響式信号機の設置状況について</p> <p>◇書面会議資料４（世田谷区内の視覚障害者用音響式信号機設置状況【現地調査資料】）のとおり</p> <p>◇音響式信号機の設置状況については、本部関係課等で確認頂いたとおりの設置状況である。主に障害者又はその関係者等から要望があった場所については、本部関係課と調整し、音量の調整や新規に設置できるように検討していく。設置要望場所によっては、近隣住民等からの音響音による騒音問題になることもあるので、慎重に検討する。</p> <p>（３）区内の交通環境・設備等の整備・改善について</p> <p>◇梅丘通りセブンイレブン前（代沢から宮前橋）については、世田谷区の工事で今後拡幅する予定となっている。</p> <p>現在、代沢から宮前橋を先発にしているのは、右折車両が多いためと思われる。拡幅後、代沢から宮前橋間については、右折レーンができることから、現況の信号機サイクルでも今よりは渋滞は緩和されると考えている。</p> <p>現段階では、梅丘通りの青信号延長については、環状七号線の割り当てられた時間を減らし、梅丘通りに時間を増やすことは環状七号線の交通量から考えて難しいと思われる。</p> <p>当署においては、早い段階での拡幅工事を進めていただけるよう希望する。</p> <p>◇世田谷区野沢４丁目２４都道３１８号線（環状七号線）と国道２４６号線（玉川通り）上馬交差点の進行方向区分の変更と信号現示の変更について</p> <p>【上馬交差点】</p> <p>矢印信号なしの通常の信号機に変更するとともに、通行区分を直進左折直進右折に変更した場合、右折車と直進者の事故の発生が懸念されるほか、右折を待つ車の後に直進者が並ぶことになり、右折待ちの車を避けるため、</p>
----------	---

左車線（第一通行帯）に進路変更する車により、渋滞及び事故発生が懸念される。また、2車線直進させる場合、交差点を通過した先の道路も2車線必要となるが、現状では1車線しかないため、2車線確保できるかどうか検討する必要がある。いただいた意見を参考とし、今後も渋滞解消に向け、本部関係各課、道路管理者とともに検討を進めていく。

◇世田谷区三軒茶屋「三軒茶屋交差点」渋滞解消対策について

（ア）歩車分離式信号機への変更について

三軒茶屋交差点の道路構造がとても複雑なうえ、地域環境的に飲食店などが多数密集していることで、昼夜を問わず、絶えず買い物客や、客待ちのタクシーなどが多く、とても信号機の調整のみでは、渋滞解消は大変難しいと思われる。

道路構造（道路の拡張、渋谷警察署前交差点のような高架橋等、歩行者と車両の分離、駐車施設の設置等）や、三軒茶屋周辺を抜本的に変えないかぎり、渋滞解消は不可能ではないかと考えている。また、信号の歩車分離をすることで今以上の渋滞を引き起こす可能性がある。

（イ）信号サイクルの変更について

渋滞対策の一つとして三軒茶屋周辺の駐車取締り等については、関係各係に連絡の上、引き続き実施していく。先に述べた通り、信号機の秒数の調整のみでは渋滞解消は不可能である。決まった信号機の総秒数の中で調整するので、例えば一方向の信号の秒数を増やした場合には、他の方向の秒数を減らさなければならないことから、秒数を増やした方向の車両は流れ、減らした側の方向の車両は渋滞するといった状況である。信号機の秒数調整等の技術的な面については、本部関係課に連絡の上、検討していく。

◇世田谷区砧2丁目都道311号線（環状八号線）砧二丁目交差点自転車横断帯の表示変更について

現在の自転車横断帯には、自転車の図や「じてんしゃ」の文字が溶着されていないことから、自転車横断帯に自転車の図などを新設したい。

◇世田谷区南烏山6丁目烏山通り「烏山総合支所入口」の通行規制について

烏山総合支所入口交差点における右折車の需要を考えると、同交差点に右折禁止規制を設けることは困難と思われる。

◇当署にあっては、二輪車による重大事故が多いので、区と協力してキャンペーンなどを実施したい。

（4）区の交通安全・自転車安全利用啓発の取組みについて

◇区と合同のイベントなどを計画し啓発活動を実施していきたいと考えている。

◇世田谷区内における自転車の事故関与率が高いことに注目し、いかに自転車事故を減少させるかが課題である。

◇区、警察庁本部と合同でキャンペーンなどを実施したい。

(5) 自転車ナビマーク・ナビライン整備箇所における維持管理の取組みについて

◇現在当庁都市交通管理係において、ナビラインの薄くなっている箇所の調査を行っている。薄くなっているものについては、順次整備していきたいと考えている。

◇8月17日(水)本部関係課に確認したところ、国道、都道などの自転車ナビマーク・ナビラインの溶着については、現在本部指定の業者が路面の状態を調査している。

極端に薄い場所については、今年度中に溶着予定であるが、それ以外の薄さのナビ・マーク等については、薄さの程度に応じ段階的に溶着することである。

(6) 世田谷区交通安全対策連絡会設置要綱の改正について

◇意見なし

以上